

浄化槽を正しく使い、川や海をきれいにしましょう

「快適な生活環境」と「水質の保全」のために

「浄化槽管理者手帳」について

- ◎浄化槽を正しく維持管理していただくため、必ずお読みください。
- ◎この手帳は、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の記録をつけられるようになっています。保守点検、清掃、法定検査を実施したときは、必ず必要事項を記入し、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関から交付された記録票とともに大切に保管してください。

浄化槽の設置から使用開始まで

1 工事实施（浄化槽法第5条第2項、第3項）

浄化槽工事は、設置届けの日から10日（現場打ちの浄化槽は21日）を経過した後でなければ着手できないよう、制限されています。

この期間に、浄化槽の構造基準の適合状況や環境保全及び公衆衛生上の観点から、必要に応じて計画の変更や勧告を受けることがありますので、ご注意ください。

2 機種、人槽の変更（浄化槽法第5条第1項）

浄化槽の機種や人槽を変更するときは、変更の手続きを行ってください。

（人槽とは、浄化槽の処理対象人員のことで、浄化槽の大きさを表します。使用している人数ではありません。）

3 保守点検の実施（浄化槽法第10条、環境省関係浄化槽法施行規則第5条）

浄化槽工事の完成後は、使用開始前に第1回目の保守点検を受けてください。

浄化槽が正常に機能するか、水を張っていない状態での内部点検、水を張った状態で水漏れがないか等の、今後使用するうえで重要な保守点検です。

4 浄化槽の使用開始報告（浄化槽法第10条の2）

浄化槽の使用を開始した日から30日以内に、管轄する県の担当窓口（P.6に掲載）へ使用開始報告書を提出してください。（郵送でも結構です。）

浄化槽には計画的な維持管理が必要です

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにする施設です。

浄化槽は、多少の故障や欠陥が生じても水は流れることから、浄化槽管理者（あなた）が知らないうちに悪臭が発生したり、十分に処理されない水が流れてしまうなど環境汚染の発生源になることがあります。浄化槽の機能を適切に保つためには、微生物の働きを維持し、故障などを早期に発見し適切に対処する必要があります。

このため浄化槽法では、浄化槽管理者に「保守点検」「清掃」「法定検査」を定期的実施するよう義務づけています。